

# 矢作川流域 上下水道一本化 基本方針 の 概要

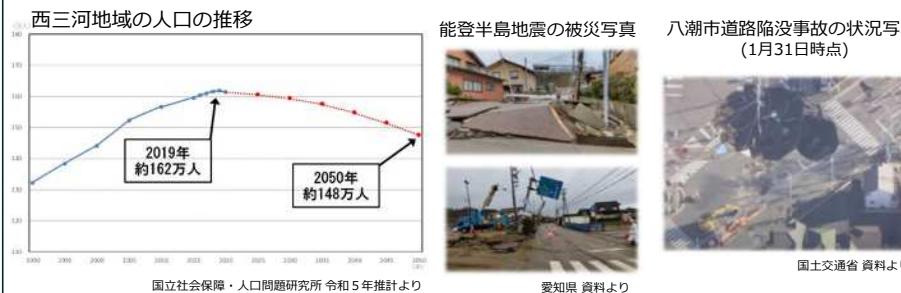
## 矢作川流域上下水道広域連携協議会

### 1) 基本方針とは

- 矢作川流域上下水道広域連携協議会(仮称)準備会を2024年8月に設立し、計7回の準備会における協議により、現時点での取組方針と進め方をとりまとめたもの。
- 基本方針を基に、協議会(2025年12月設立)で「上下水道の一本化(上下水道の事業事業を担う新たな組織の設立)」に向け具体項目の協議検討を進める。

### 2) 現状と課題

- 人口減少による料金収入の減少。西三河地域も2050年に人口が1割程度減少見込。
- 熟練職員の退職による職員の減少が進み、人員確保や技術継承が困難。
- 新技術やDX活用による業務の効率化を進めるにも、新たな人材が必要。
- 県・市町が表明している、2050年カーボンニュートラルの実現。
- 能登半島地震や八潮市道路陥没事故を受け、地震対策や老朽化対策の遅れが顕在化。



### 3) 必要性と目的

- 上下水道事業の経営環境の厳しさが増していく中、持続可能な上下水道サービスの提供には、単一市町の経営にとらわれず「上下水道の一本化」を実現することが有効。
- ヒト・モノ・カネといった経営資源を戦略的に活用することで、経営基盤の強化を図り、「料金上昇の抑制」「カーボンニュートラルの実現」「DXの推進」に取り組む。

### 4) 対象自治体・検討対象事業

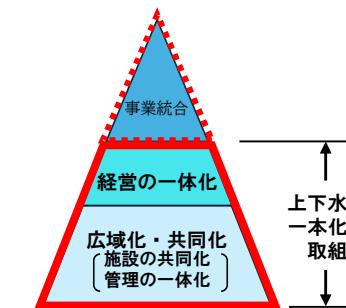
対象自治体					
愛知県	岡崎市	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市
西尾市	知立市	高浜市	みよし市	幸田町	
検討対象事業※					
県	水道用水供給事業の内 西三河地域 矢作川流域下水道事業				
市町	水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業 コミュニティ・プラント事業、その他汚水の集合処理事業				

※対象自治体で新組織に持ち寄る事務事業の詳細は、協議会で検討



### 5) 新組織の方向性

- 経営資源が共有されるメリットを活かし、効率的な組織体制の構築を目指す。
- 料金統一を要しない形態である「経営の一体化」を目指す。  
(事業統合については、新組織設立後、必要に応じて検討)
- 併せて「施設の共同化」「管理の一体化」に取り組み、更なる効果を発現。



#### 【用語の定義】

##### 「事業統合」

県や市町が1つの経営主体となり、認可や事業計画を1つにまとめる形態。原則として料金の統一が必要。

##### 「経営の一体化」

県や市町が1つの経営主体となるが、認可や事業計画は引き継ぎ、それぞれの事業は継続する形態。

##### 「広域化・共同化」

県や市町の枠を超えて、施設の統合や維持管理の共同化などに取り組むこと。

### 6) 新組織の取組

取組項目	主な内容
経営の一体化	新組織の設立時は、事業ごとに会計を区分し事業を実施 水道・下水道事業等を専門とした組織を構築
施設の共同化※	行政区域を越えた浄水場・処理場・農業集落排水施設等の統廃合
管理の一体化※	業務運営に最適な管理体制の検討 維持管理業務委託の共同発注、ユーティリティ(薬品など)の共同調達

※新組織設立前でも熟度に応じて事業実施

### 7) 期待される効果

- 経営規模の拡大により、ニーズに合わせた戦略的かつ柔軟な人材配置(執行体制の強化)が可能となり、業務の効率化に寄与。
- 全体最適を意識した、「施設の共同化」や「管理の一体化」が推進しやすくなり、建設改良費(更新費用)、維持管理費が縮減。
- 上下水道を一体とした地震対策や、被災時における効率的な早期復旧体制の構築。

など

### 8) 新組織設立までのフロー

- ① 「協議会」において、基本方針を基に、上下水道の一本化に向けた具体検討。
- ② 「上下水道の一本化」に合意し、新組織設立の実務的な準備や手続きなどを実施。

